

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年6月7日(火)14時00分～14時55分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の認可について

報告事項 第2号 農業委員会事務の実施状況の公表について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 良市

副主幹・農地係長 山口 徳康

主任主事 杉田 岳彦

主任主事 吉川 美保

7. 会議概要

議 長

ただ今から、令和4年第6回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、8番 寺田委員、9番 三上委員 をお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から3について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 正木 西郷368番1外1筆、登記地目、田、現況地目、共にその他で合計3067㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内正木にお住いの84歳の方、譲受人は南房総市にお住いの70歳の方です。

事由としては、譲渡人は酪農業を廃業したため、譲り渡します。

譲受人は酪農業を営んでおり、規模を拡大するので、これらの農地を取得して堆肥舎として利用したいとのことです。

整理番号2 所在地は 小原 引通777番、登記地目、現況地目、共に畑で238㎡の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、横浜市にお住まいの70歳の方、譲受人は市内小原にお住いの72歳の方、譲渡人の姉です。

事由としては、譲渡人は遠隔地におり耕作できないため姉に譲り渡します。譲受人は自宅に近いこの農地を兄から贈与を受け、柿、枇杷、かんきつ類を栽培し農業経営の拡大を図りたいとのことです。

整理番号3 所在地は 犬石 西畑 304 番外 3 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 973 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内北条正木にお住まいの 74 歳の方と 69 歳の方共有です。譲受人は市内犬石にお住まいの 45 歳の方です。

事由としては、譲渡人は耕作地が遠く、年齢的にも耕作不能なため、譲り渡します。

譲受人は自宅に近いこれらの農地を取得して、かぼちやを栽培し農業経営の拡大を図りたいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1から2について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の2ページ、整理番号1 所在地は 那古 十六枚 175 番外 1 筆、登記地目、田、現況地目、畑が 505 m²、登記地目、現況地目、共に畑が 413 m²、合計 918 m²の内容の変更のみの案件です。

申請人は市内正木の法人です。

転用の事由及び施設は、譲渡人は令和4年3月に貸家4棟で許可を

受けましたが、建築費が高騰し、予算が不足となったので、ドッグラン付きの貸別荘2棟へ変更しようとするものです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、令和5年5月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

よって、「許可相当」と判断します。

整理番号2、所在地は 那古 川崎 1518 番 1、登記地目、田、現況地目、その他で 1243 m²の所有権移転の案件です。

申請人は船橋市の 55 歳の方です。

転用の事由及び施設は、譲渡人は平成 29 年 5 月に長屋住宅 2 棟として許可を得ましたが、経営事情の悪化により、1 棟のみで断念しましたところ、譲受人において収入の増加を図るため、残りの 1 棟分の土地に新たに 2 棟の長屋住宅を建てるため、計画変更しようとするものです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和4年9月30日に工事着手し、令和5年3月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

よって、「許可相当」と判断します。

議 長

説明が終わりました。

整理番号1については、貸家4棟をドッグラン付きの貸別荘2棟に変更するための申請になります。

3番委員、ご意見等ございますか。

3 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 2 については、当初の長屋住宅 2 棟の内、実施できなかった 1 棟分を長屋住宅 2 棟に変更するための申請になります。 3 番委員、ご意見等ございますか。
3 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 質問、意見等無いようですので、議案番号 1 及び 2 について一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員) 許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。 つづきまして、議事日程第 3 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 まず、資料の 3 から 5 ページ、整理番号 1 から 12 については、3000 m ² を超え、県本庁案件となりますので、分けて審議します。 事務局より説明をお願いします。
主任主事	整理番号 1 から 12 は同一の事業ですので一括して説明します。 所在地は 大神宮 田中谷 78 番 1 外 19 筆、登記地目、現況地目、共

に田が合計 683.20 m²、登記地目、現況地目、共に畑が合計 3933 m²、合計 4616.20 m²の賃貸借権設定の案件です。

申請人は石川県白山市の法人です。

転用の事由及び施設は、近隣に同業店舗がなく集客が見込める当該地に、ドラッグストア（鉄骨平屋 1637.06 m²、駐車場 65 台）を建設し、事業の拡大を図るとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、直近の申請者の貸借対照表での純資産に位置付けられる利益余剰金額が 743 億 100 万円となっており、事業を実施するための所要資金額が 2 億 7280 万円となっていることから利益余剰金が所要資金額を上回っていることを確認したことから、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 7 月 20 日から工事着手し、令和 5 年 5 月 30 日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます

よって、「許可相当」と判断します。

議 長

説明が終わりました。

整理番号 1 から 12 については、物品販売店舗を建設するための申請になります。

8 番委員、ご意見等ございますか。

8 番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号 1 から 12 についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、資料の 5 から 6 ページ、整理番号 13 から 17 について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 13 は、議案第 2 号、整理番号 2 で説明していますので、省略します。

整理番号 14、所在地は 正木 西郷 246 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 452 m²の所有権移転の案件です。

申請人は市内正木にお住いの 49 歳の方です。

転用の事由及び施設は、隣接する土地にアパートを建てたため、そのアパート用の駐車場としたい。また、さらに隣に親のアパートがあり、駐車場が不足しているので、親のアパート用に貸駐車場を設けたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 7 月 1 日に工事着手し、令和 4 年 7 月 31 日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 15、所在地は 館山 丸一場 1481 番 1、登記地目、畑、現況地目、その他で 362 m²の使用貸借権設定の案件です。

申請人は市内館山にお住いの 66 歳と 65 歳のご夫婦の方です。

転用の事由及び施設は、実家に居住しているが、家族が増え、手狭になったので、自己と親の共有地に住宅（木造平屋 74.52 m²）及び倉庫（木造平屋 4.62 m²）を建て、住みたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 8 月 1 日から工事着手し、令和 5 年 3 月 31 日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 16 から 18 は同一の事業ですので、一括して説明します。所在地は 佐野 藤原方 708 番 5 外 2 筆、登記地目、田、現況地目、共に畑で合計 638 m²の所有権移転の案件です。

登記面積は 638 m²となっていますが、法面があるため有効面積は 543 m²となっています。

申請人は川崎市にお住いの 50 歳の方、外 2 名です。

転用の事由及び施設は、自然環境を楽しめる館山に、専用住宅（木造 2 階 85.99 m²）を建て、移住したいとのこと。

農地の区分について説明します。この農地は農用区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 7 月 1 日から工事着手し、令和 4 年 12 月末日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます

整理番号 19、所在地は 竹原 西ノ崎 864 番 1 外 1 筆、登記地目、田、現況地目、共に畑で合計 1075 m²の所有権移転の案件です。

申請人は市内那古にお住いの 43 歳の方です。

転用の事由及び施設は、金属加工業を営んでいるが、従業員の車両及び社用車を工場の敷地内に駐車しており、業務に支障が出ているので、専用の駐車場を確保し、併せて不足している倉庫（イナバ 88.57 m²）を建てたい。

農地の区分について説明します。この農地は農用区域内にある農地以外の農地であって、集団的に存在している農地であると認められますので、第 1 種農地と判断されます。

第 1 種農地は原則、転用できませんが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないものは許可できることとなっていることから、それに該当すると判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 8 月 1 日から工事着手し、令和 5 年 3 月末日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます

また、全ての案件において、農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りだと判断します。

また、農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

議 長

説明が終わりました。

整理番号 13 については、長屋住宅 2 棟及び進入路を建設するため

の申請になります。

3 番委員、ご意見等ございますか。

3 番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号 14 については、駐車場 12 台分、貸駐車場 3 台及び一部ア
パート用地を建設するための申請になります。

3 番委員、ご意見等ございますか。

3 番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号 15 については、専用住宅 1 棟を建設するための申請にな
ります。

7 番委員、ご意見等ございますか。

7 番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号 16 から 18 については、専用住宅 1 棟を建設するための申
請になります。

8 番委員、ご意見等ございますか。

8 番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号 19 については、貸駐車場、貸倉庫を建設するための申請になります。
	4 番委員、ご意見等ございますか。
4 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
	質問、意見等無いようですので、議案番号 13 から 19 について一括してお諮りいたします。
	事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員)
	許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、議事日程第 4 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
	資料の 7 ページから 8 ページ、整理番号 1 から 11 について審議します。
主任主事	それでは、私の方から説明いたします。資料の 7 ページをご覧ください。
	整理番号 1 所在地は、国分 孝子塚 412 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,422 m ² 、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 180 kg、10 a 当たり 33 kg です。貸付者は国分にお住まいの方で、借受者は山本の方です。設定の期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、上野原 天神 458 番 地目は畑で、面積 524 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円、10a 当たり 19,084 円です。貸付者は国分にお住まいの方で、借受者は山本の方です。設定の期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、広瀬 法久 1508 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,314 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は広瀬にお住まいの方で、借受者も広瀬の方です。設定の期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号4 所在地は、国分 塚ノ下 481 番 地目は田で、面積 2,888 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 31 kg です。貸付者は国分にお住まいの方で、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号5 所在地は、稲 壱町田 286 番 地目は田で、面積 2,970 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 90 kg 分のお金です。貸付者は稲にお住まいの方で、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号6 所在地は、正木 正木台 4409 番 地目は田で、面積 1,489 m²、賃貸借権の設定です。賃料はコシヒカリ 1 等米 45 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は東京都豊島区にお住まいの方で、借受者は正木の方です。設定の期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号7 所在地は、正木 新田 4512 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,081 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 150 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方で、借受者は小原の方です。設定の期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号8 所在地は、作名 堂ノ前 770 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,385 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 11,925 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は宮城にお住まいの方で、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号9 所在地は、広瀬 上沢 1546 番 1 外 1 筆 地目は田で、

合計面積 4,168 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 30,000 円、10 a 当たり 7,198 円です。貸付者は東京都杉並区にお住まいの方で、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 10 所在地は、南条 沼田 804 番 地目は田で、面積 748 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は神奈川県横浜市にお住まいの方で、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、湊 作ノ田 560 番 地目は田で、面積 1,319 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 6,595 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は湊にお住まいの方で、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

以上 11 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

議長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の 9 ページから 10 ページ、整理番号 1 から 16 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

では、引き続き、私の方から説明します。

まず、利用配分計画の認可につきましても、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた農地について、令和 4 年 3 月の総会で貸借権の設定を行ったものです。

それでは 9 ページをご覧ください。

整理番号 1 所在地は、水玉 水玉台 382 番 地目は田で、面積 2,130

m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が菌にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定されました。借受者は竹原の方です。期間は認可公告日の令和4年4月27日から令和9年3月31日までの約5年です。

整理番号2 所在地は、川名 頼朝免 773 番 外 2 筆 地目は田・その他・畑で、合計面積 7,785 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が川名にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 38,925 円、10 a 当たり 5,000 円です。借受者は東京都杉並区の方です。期間は認可公告日の令和4年4月27日から令和9年3月31日までの約5年です。

整理番号3 所在地は、正木 西郷 310 番 地目は田で、面積 2,771 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が北条にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 13,855 円、10 a 当たり 5,000 円です。借受者は亀ヶ原の方です。期間は認可公告日の令和4年4月27日から令和9年3月31日までの約5年です。

整理番号4 所在地は、正木 西郷 292 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,830 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が北条にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 60 kg、10 a 当たり 33 kgです。借受者は亀ヶ原の方です。期間は認可公告日の令和4年4月27日から令和9年3月31日までの約5年です。

整理番号5 所在地は、東長田西遠田 1214 番 地目は田で、面積 3,464 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が下真倉にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 20,784 円、10 a 当たり 6,000 円です。借受者は大戸の法人です。期間は認可公告日の令和4年4月27日から令和9年3月31日までの約5年です。

整理番号6 所在地は、正木 新作 913 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 4,465 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 20,641 円、10 a 当たり 4,623 円です。借受者は大戸の法人です。期間は認可公告日の令和4年4月27日から令和9年3月31日までの約5年です。

整理番号7 所在地は、正木 市合免 427 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,262 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 22,234 円、10a 当たり 4,225 円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和4年4月27日から令和9年3月31日までの約5年です。

整理番号 8 所在地は、正木 新作 934 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,620 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が東京都板橋区にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 108.6 kg、10a 当たり 30 kg です。借受者は大戸の法人で、期間は、認可公告日の令和 4 年 4 月 27 日から令和 9 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号 9 所在地は、正木 大芝 893 番 地目は田で、面積 3,000 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 15,000 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は大戸の法人で、期間は、認可公告日の令和 4 年 4 月 27 日から令和 14 年 3 月 31 日までの約 10 年です。

整理番号 10 所在地は、正木 市合免 428 番 地目は田で、面積 599 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 2,995 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は大戸の法人で、期間は、認可公告日の令和 4 年 4 月 27 日から令和 9 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号 11 所在地は、正木 市合免 429 番 地目は田で、面積 1,165 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 5,825 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は大戸の法人で、期間は、認可公告日の令和 4 年 4 月 27 日から令和 9 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号 12 所在地は、正木 大芝 878 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,424 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 27,120 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は大戸の法人で、期間は、認可公告日の令和 4 年 4 月 27 日から令和 14 年 3 月 31 日までの約 10 年です。

整理番号 13 所在地は、稲 沼田 769 番 地目は田で、面積 1,887 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が神奈川県横浜市にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定されました。借受者は大戸の法人で、期間は、認可公告日の令和 4 年 4 月 27 日から令和 14 年 3 月 31 日までの約 10 年です。

整理番号 14 所在地は、正木 新作 911 番 地目は田で、面積 391 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 1,564 円、10a 当たり 4,000 円です。借受者は大戸の法人で、期間は、認可公告日の令和 4 年 4 月 27 日から令和 9 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号 15 所在地は、正木 新作 910 番 地目は田で、面積 146 m² を公益社団法人 千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 4.2 kg、10a 当たり 29 kg です。借受者は大戸の法人で、期間は、認可公告日の令和 4 年 4 月 27 日から令和 9 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号 16 所在地は、湊 作ノ田 527 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,101 m² を公益社団法人 千葉県園芸協会が湊にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 20,505 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は八幡の法人で、期間は、認可公告日の令和 4 年 4 月 27 日から令和 14 年 3 月 31 日までの約 10 年です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 2 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を報告します。

資料の 11 ページについて、事務局より説明をお願いします。

副主幹

平成 28 年 4 月の農業委員会等に関する法律の一部改正により、法第 37 条に、農業委員会は、その運営の透明性を確保するために、農地等の利用の最適化推進状況 その他事務の実施状況について、インターネットその他適切な方法により公表することと規定されました。

農林水産省は、活動計画の点検・評価結果を、市町村のホームページで 6 月末までに行うことが適当としています。

また、農業委員会が公表した事項については、農林水産大臣がこれを取りまとめ、公表することとされ、農業委員会は、都道府県を通じて、地方農政局に 7 月末までに報告することとされています。

それでは、農業委員会事務の実施状況等の公表について、概要を説明します。

報告第 2 号の別紙資料をご覧ください。

令和3年度の点検・評価となります。

1 ページは、農家・農地等の概要と、令和3年度の農業委員会の体制をまとめたものです。

2 ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況等をまとめたものです。

3 ページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入の状況をまとめたものですが、この中には、新規に利用権の設定を行ったものを含んでいます。

4 ページは、遊休農地に関する措置に関する評価で、農地パトロール、その後の遊休農地の利用意向調査の実施状況をまとめたものです。

5 ページは、違反転用についてまとめたものです。

6 ページは、農地法第3条に基づく許可事務と農地転用、農地法第4条・5条に関する事務の処理件数状況ですが、それぞれ10件ほど増加しています。

7 ページは、「農地所有適格法人からの報告状況」、「賃借料情報の提供」、「農地の権利移動等の状況把握」、「農地台帳の整備」状況となっています。

8 ページは、「地域の農業者からの要望・意見の有無」と「総会等の議事録の公表」状況等となっています。

説明は、以上となります。

議長

説明が終わりました。何か、不明な点がありますか。

ないようですので、第2号の報告を終わります。

以上で、第6回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉会
14時55分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 脇田安保

館山市農業委員会委員 寺田哲雄

館山市農業委員会委員 三上英男

